

シルバー人材センター団体傷害保険

傷害保険

センターから提供された請負・委任による仕事をしているときの傷害事故に適用される保険です。

会員と発注者や会員とセンターの間には雇用関係がないので労災保険（労働者災害補償保険）の適用はありません。

ケガをしたとき！

- ① 医師の治療を受けてください。
- ② 事故状況を早急にセンターへ連絡してください。
- ③ ケガの完治または、期間180日が過ぎた場合は、センターに連絡ください。傷害保険の手続きはセンターで行います。



1. 保険金が出るとき

- ① センターからの仕事に従事中による傷害
- ② 仕事に従事するために、指定された場所と自宅との通常経路の往復途上での傷害
- ③ センターの主催する講習会・総会等に参加中、及びその場所と自宅との通常経路の往復途上での傷害

2. 保険金が出ないとき

- ① 故意による事故
 - ② 違法行為等による事故
 - ③ 脳疾患、疾病、心神喪失、腰痛等
- ※保険適用の査定は保険会社が行います。



3. 保険金（限度額）

種類	保険金額	保険金適用期間
死亡	1名につき600万円	事故が原因で、事故日から180日以内に死亡した場合
入院	1日あたり3,000円	事故日から180日以内
通院	1日あたり2,000円	事故日から180日以内の90日が限度

※労働者派遣事業での就業中の傷害は、労働災害保険が適用されます。

※事故を起こした場合、事故に対する自己啓発と改善措置を目的とし「事故報告書」の提出を会員の義務とします。

※上記保険金等は、令和8年4月1日現在のものです。



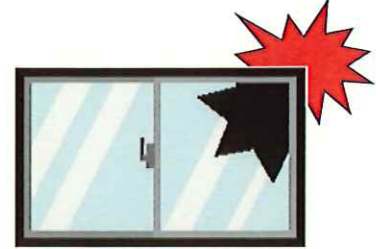
シルバー人材センター団体賠償責任保険

賠償責任保険

センターから提供された請負・委任による仕事で会員が就業活動の中で、事故により第三者に損害を与えた場合、センターが、法律上の賠償責任を負うことになるリスクを補する保険です。

損害をあたえたとき！

- ① 事故状況を早急にセンターへ連絡してください。
- ② 加害者との具体的なお話し合いはセンターが当たります。
- ③ センターが賠償責任保険の手続きを行います。



1. 保険金が出るとき

- ① 対人：会員が就業中に他人の身体に損害を与えた場合
- ② 対物：会員が就業中に他人の財物に損害を与えた場合
- ③ 会員間の対人事故：会員が就業中に他会員の身体に損害を与えた場合
(交差責任拡張特約)

2. 保険金が出ないとき

- ① 故意による事故
- ② 違法行為等による事故
- ③ 車両運転中の事故
- ④ **会員間の対物事故：会員が就業中に他会員の財物に損害を与えた場合**
(交差責任拡張特約)
※保険適用の査定は保険会社が行います。

3. 保険金（限度額）

種類	保険金額	免責金額
対人	① 1名につき3,000万円 ② 1事故につき1億円	免責なし（0円）
対物	1事故につき1,000万円	免責なし（0円） ※但し、刈払機稼働による損害が発生した場合の免責金額1万円

※労働者派遣事業での就業中の損害は、派遣先が過失割合の査定を行い、免責金額が発生する場合があります。

※事故を起こした場合、事故に対する自己啓発と改善措置を目的とし「事故報告書」の提出を会員の義務とします。

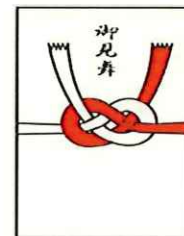
※上記保険金等は、令和8年4月1日現在のものです。



熱中症見舞金制度のあらまし

センターが加入する「シルバー人材センター団体傷害保険」では、熱中症については保険金支払の対象外となっていることから、会員が就業中等に熱中症に罹患した場合は、傷害保険による補償を受けられないケースとして問題となっていました。

こうしたことから、会員の就業中等における熱中症による損害に対する支援策として、平成27年6月に全国シルバー人材センター事業協会が熱中症見舞金制度を創設し、令和8年6月から継続して運用が開始される熱中症見舞金制度に準ずる、制度を独自に定め継続して対応します。



1. 熱中症見舞金制度の仕組み



会員が、センターが提供した業務の就業中や就業場所への行き帰り等において、熱中症により死亡、または入通院した場合に、見舞金を支払う制度です。



(裏面に続きます➡)

2. 見舞金が支払われる場合と支払額

補償対象者が、就業中(または、就業場所への行き帰り等)に、医師の診断により熱中症と診断され、死亡または1泊2日以上入院もしくは通院加療(日帰り入院を含む)をした場合、次の表の金額を、熱中症見舞金として補償対象者(死亡の場合は法定相続人代表者の方)に、支払われます。ただし、会員が住居で仕事に従事している間は除く。

死亡見舞金	10万円	—
入院見舞金(2泊3日以上)	5万円	—
入院見舞金(1泊2日)	3万円	—
通院加療見舞金 (日帰り入院を含む)	5千円	<u>※通院日数に限らず一律5千円</u>

※労働者派遣又は職業紹介による就業中の場合を除き、センターが主催する行事に参加中の場合を含みます。

※「見舞金補償対象期間」において、同一会員に支払われる見舞金の額は10万円を限度とする。

3. 見舞金の請求(手続き)

補償対象者は、本制度の見舞金の支払対象となる熱中症が発生した場合、速やかにセンターに連絡し、所定の書類を提出する方法により請求の手続きを行います。

4. 本制度の補償対象期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日までの期間



「お見舞い申し上げます。」

◎詳しくは、センターにお問い合わせください。(当該見舞金制度の詳細については、別途定める「熱中症見舞金規程」によります。)